

スマホの利用は大人の付き添いが必要です！

最近、スマートフォンやタブレットの利用は、10歳未満の低年齢層にも広がっています。子どもに端末を渡して動画を見せていたところ、目を離した際にアダルトサイトの請求画面が表示されていたという相談が多く寄せられています。インターネットを「使いこなす力」はこれからの社会で必要不可欠であり、交通ルールと同じように、自分自身を守るためにも安全に賢く利用することが求められます。

【事例1】相談者：5歳児の母親

娘を寝かせるため、スマホで動画を見せていた。別室で家事をしていたところ、娘が何か話しているのを見て、驚いて行ってみると、アダルトサイトの請求画面が表示されていた。スマホの画面に表示された広告をクリックしたらしい。請求画面には「1年で30万円」とあり、退会しようと電話やメールをしてしまった。伝わってしまった個人情報が心配だ。

【事例2】相談者：5歳児の母親

タブレットで無料アプリのゲームを娘に利用させ、有料のアイテムなどは買わないように伝えていた。すると、ゲームを他の人に勧めるとゲームで利用できるポイントをもらえることを知った娘は、SNS上で母親が友人登録している全ての人にそのゲームを紹介していた。

【ひとこと助言】

- 子どもは大人が想像する以上に簡単に操作してしまうことがあります。特に、低年齢層の子どもが利用する場合は、必ず大人が付き添うようにしましょう。
- 端末機器を持たせる前に、保護者の見守りと十分な制限が必要な機器であることを最初に伝え、目的やルールについて家族で話し合しましょう。
- 端末は、フィルタリング機能の設定で安全に利用できます。この機能は、ネット上の子どもたちに見せたくない有害な情報が含まれるサイトへのアクセスを制限する機能です。18歳未満の子どもが使用する携帯電話やスマホを購入する際、法律や条例でフィルタリングの設定が義務付けられています。保護者が使用していた端末を子どもに使用させる場合も同様です。
- 事例1のように、アダルトサイトの請求画面が出ても慌てて相手に連絡をしてはいけません。高額請求をされたり、消費者の個人情報が知られる危険性があります。また、一度お金を支払うと取り戻すことは困難です。困ったときは、下記消費生活センターにご相談下さい。

消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(年末年始休み 12/30～1/8)